

西条市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、西条市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成24年西条市条例第9号）により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、工場立地法（昭和34年法律第24号）の規定の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の施設面積に対する割合
丙種区域	法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域	100分の3以上	100分の5以上

(既存工場等に係る面積の算定)

第4条 昭和49年6月28日に設置され、又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）が前条の表における丙種区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の表に掲げる式によって行うものとする。

区分	緑地の面積	環境施設の面積
1 の 業 種	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.03 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.03 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.03S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.03S - G_1$ とし、 $0.03S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ と	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.05S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.05S - E_1$ とし、 $0.05S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ と

	する。	する。
2 以上の 業種	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.03 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.03 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.03S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.03S - G_1$ とし、 $0.03S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ と する。	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.05S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.05S - E_1$ とし、 $0.05S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ と する。
備考 1 「1の業種」とは、既存工場等が工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）別表第1の上欄に掲げる業種のいずれかに属する場合をいう。 2 「2以上の業種」とは、既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる業種のうち2以上の業種に属する場合をいう。 3 この表に掲げる式における記号は、それぞれ次の数値を表わすものとする。 G 当該変更に伴い設置する緑地の面積 P 当該変更に係る生産施設的面積 γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合 G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積 S 当該既存工場等の敷地面積 G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計 E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積 E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和		

49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限
設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出ら
れた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。